

鳥取県認定職業訓練助成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県認定職業訓練助成事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業事業主 資本の額又は出資の総額が3億円(小売業・飲食店又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円)を超えない事業主又は常時雇用する労働者の数が300人(小売業・飲食店を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人)を超えない事業主
- (2) 中小企業事業主の団体 団体の構成員に占める中小企業事業主の割合が3分の2以上である団体
- (3) 職業訓練実施団体 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。)第24条第1項の規定により、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「能開法規則」という。)第10条、第11条、第12条及び第13条の訓練基準に基づく訓練としての認定を受けた訓練を実施する中小企業事業主又はその団体若しくはその連合団体及び職業訓練法人等の公的な団体
- (4) 補助対象訓練生 訓練生のうち次のいずれかに該当する者であって、出席率が80パーセント以上の者
 - ① 中小企業事業主に雇用されている者
中小企業事業主に雇用されている雇用保険の被保険者。
 - ② 未就職卒業者等
認定職業訓練開始時において満年齢が45歳未満の者であって次のいずれかに該当する者
 - イ 未就職卒業者
原則として、学校等を卒業(又は修了)した月の翌月以降、就職を希望しながら、一度も就職決定に至らない状態の者をいう。
なお、「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針」(平成19年厚生労働省告示第275号)の趣旨等を踏まえ、新規学校卒業者に準じた支援を希望する、卒業後概ね3年以内の者については、卒業後の就職実績の有無にかかわらず、未就職卒業者として取り扱う。
 - ロ 職業能力開発形成機会が十分でない者
職業能力開発形成機会が十分でない者については、フリーター等過去5年以内において、概ね3年以上継続して正規雇用されたことがない者
 - ③ 45歳以上の中高年齢者
45歳以上の中高年齢者(定年退職者を含む。)であって、再就職の準備のため認定職業訓練を受講することを希望する者
 - ④ 職場復帰を希望する者
出産・育児等を終了した者であって、元の職場等に復帰するための準備等のため認定職業訓練を受講することを希望する者
 - ⑤ 建築大工・左官等の一人親方等であって、労働者災害補償保険法(昭和22年法律50号)第33条の規定に基づく特別加入者

(交付目的)

第3条 本補助金は、別表2の第2欄に掲げる者(以下「補助事業者」という。)が行う認定職業訓練(別表1の

第1欄に掲げる訓練についての認定を受け、同表第2欄の要件を満たす訓練科又はコースに限る。以下同じ。)の運営及び職業訓練のための共同施設又は共同設備の設置、整備(別表3に定める要件を満たすものに限る。)を行うことにより、労働者の職業能力開発及び向上を促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表2の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う補助事業者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表2の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に3分の2を乗じて得た額、補助事業に要する経費の額から補助事業に伴う事業収入の額を控除した額(仕入控除税額を除く。)又は当該交付年度における「職業能力開発校設備整備費等補助金(職業能力開発校設備整備等事業費・認定職業訓練助成事業費)交付要綱について」(平成16年3月26日付厚生労働省発能第0326003号。厚生労働事務次官通知)別紙「職業能力開発校設備整備費等補助金(職業能力開発校設備整備等事業費・認定職業訓練助成事業費)交付要綱」の4の規定に基づく算定基準により算定して得た額(以下「補助対象基準額」という。)のいずれか低い額以下とする。

3 訓練開始後において補助事業者の都合によらない理由で、訓練生数が別表1第2欄の1及び2の要件を満たさなくなった場合の本補助金の額は、上記2により算出した額を、訓練期間に対する当該要件を満たしていた訓練期間に応じて按分した額以下とする。

4 なお鳥取県産業振興条例(平成23年12月鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、商工労働部雇用人材局産業人材課長が別に通知する日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額、仕入控除税額を含む補助事業に要する経費の額から補助事業に伴う事業収入の額を控除した額又は補助対象基準額のいずれか低い額(以下「仕入控除税額を含む額をもって算定した額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として20日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額をもって算定した額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、別表2の第4欄に○印を付した補助事業を行う場合以外の場合(同条第1号又は第2号に該当する場合を除く。)とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表2の第5欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について厚生労働大臣の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(完了届の時期等)

第9条 規則第15条第1項の届出は、補助事業の完了の日から14日以内に行わなければならない。

2 規則第15条第1項第2号の補助事業は、別表2の第6欄に○印を付したもの(同項第1号に該当するものを除く。)とする。

(実施状況報告書)

第10条 補助事業者は、毎年10月末の状況について報告するものとし、運営費については様式第3号により、施設及び設備費については様式第4号による実施状況報告書を同年11月10日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から14日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除した額、補助事業に要する経費の額から補助事業に伴う事業収入の額を控除した額からその超える額を控除した額又は補助対象基準額のいずれか低い額をもって報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

この場合において、第6条第1項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について厚生労働大臣の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(収益納付)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったこと知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者はこれに従わなければならない。

(書類の整備)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る予算及び決算を他の経理と明確に区分し得るよう経理するとともに、補助事業に係る予算及び決算に関する帳簿及び証拠書類、その他補助事業の実施の経過を明らかにするために必要な関係書類を作成し、これを補助事業完了後、5年間整備保管しなければならない。また、別表2の補助事業のうち施設費及び設備費については、補助対象となった建物、その他工作物及び機械、その他の設備の管理について別個の帳簿を備え付けなければならない。

(雑則)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月30日から施行し、平成18年度の事業から適用する。
ただし、第9条の規定に係る改正は、平成19年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年6月9日から施行し、平成21年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年5月10日から施行し、平成22年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年5月25日から施行し、平成23年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年2月10日から施行し、平成25年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月27日から施行し、平成26年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年11月12日から施行し、平成26年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年5月7日から施行し、平成27年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年5月11日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月29日から施行し、平成30年度の事業から適用する。

別表1（第3条関係）

1 補助 対象 の 認 定 職 業 訓 練	職業訓練の種類	訓練課程
	普通職業訓練	<p>普通課程（能開法規則第10条に定める訓練課程）</p> <p>短期課程（能開法規則第11条に定める訓練課程であって、以下のいずれの普通職業訓練の短期課程の訓練にも該当しないもの）</p> <p>短期課程（能開法規則第11条に定める訓練課程のうち、同則別表第4に定める訓練課程）</p> <p>一級技能士コースの短期課程（能開法規則第11条に定める訓練課程のうち、同規則別表第5に定める訓練課程）</p> <p>二級技能士コースの短期課程（能開法規則第11条に定める訓練課程のうち、同規則別表第5に定める訓練課程）</p> <p>単一等級技能士コースの短期課程（能開法規則第11条に定める訓練課程のうち、同規則別表第5に定める訓練課程）</p> <p>管理監督者コースの短期課程（能開法規則第11条に定める訓練課程のうち、同規則別表第3に定める訓練課程）</p> <p>専修訓練課程（職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号）附則第2条に定める訓練課程）</p>
	高度職業訓練	<p>専門短期課程（能開法規則第13条に定める訓練課程）</p> <p>専門課程（能開法規則第12条に定める訓練課程）</p>
2 補助 対象 要件	<p>本補助金の交付の対象となる訓練は、当該認定職業訓練の認定を受けている訓練の最小単位（以下「訓練科（注1）」という。）ごとに判断するものとし、以下の要件を全て満たすこととする。</p> <p>1 当該認定職業訓練の訓練科について、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 認定職業訓練が長期間の訓練課程（専修訓練課程を含む。以下同じ。）である場合にあつては、補助対象訓練生数が、平常年度において、単独訓練（単独事業主のみで行う訓練。以下同じ。）にあつては3人以上、共同訓練にあつては1訓練科につき3人以上（専門課程においては、1年次1科10人以上）（以下「補助基準」という。）であること。</p> <p>ただし、学年の進行により訓練生数が補助基準を下回ることとなった訓練科については、前年度に補助対象としていた訓練生について引き続き当該訓練を継続して実施する場合（補講の場合を除く。）には、当該継続に係る認定職業訓練は補助金の交付対象とするものとし、この場合において、当該継続に係る訓練生は、当該課程を修了するまでの間に限り補助対象とするものとする。</p> <p>(2) 補助対象訓練生数が一時的に補助基準に示す人数を下回る場合であっても、認定職業訓練の実施に熱意を有し、効果的な訓練を計画的、継続的に行う能力があると認められ、かつ、5年度以内に補助基準に示す訓練生数を確保できる見通しがある場合には、補助金の交付対象とす</p>	

るものとする。

- (3) 認定職業訓練が短期間の訓練課程である場合にあっては、補助対象訓練生が1訓練科当たり1人以上であること
- 2 当該認定職集訓練施設への交通事情及び地域産業の労働事情その他からみて、訓練時間に対する訓練生数の出席率が80パーセントを下回ることがないものであると認められる訓練科であること。

(注1)「訓練科」の単位は、原則として次のとおりとする。

- ① 能開法規則第10条、第11条、第12条及び第13条の訓練基準に基づく訓練として認定を受け実施されるそれぞれの訓練科（訓練科の下にコースを設け、コース単位で認定を受けている場合は「コース」と読み替える。）を単位とする。
- ② 能開法第24条第1項の規定に基づき職業訓練の認定を受けて直接訓練を実施する主体に係る訓練科であること。したがって、認定職業訓練施設の上部組織又は分校等の下部組織の単位では訓練科とみなさない。
- ③ 単独訓練にあっては、①又は②にかかわらず、1訓練科とみなす。
- ④ 平成4年度以前に開始され、平成4年度では旧訓練課程の専修訓練課程、普通課程及び職業転換課程の訓練であって、従前の内容を継続するものについては、本補助金では、現在の訓練課程の専修訓練課程、普通課程及び短期課程のうち能開法規則別表第4に係る訓練とみなす。

(注2) 訓練の重複受講の補助の禁止について

同一の訓練カリキュラムを同一の者が受講した場合は補助の対象としないこと。

ただし、事故、疾病等のやむを得ない事情により訓練を中断した者が、同一の訓練カリキュラムを再受講する場合については、この限りではないこと。

別表2（第4条、第7条、第8条、第9条、第14条関係）

1 補助事業		2	3	4	5	6
名称 区分		補助事業者	補助対象経費	着手届	重要な変更	完了届
鳥取県認定職業訓練助成事業	運営費	<p>職業訓練実施団体であつて、以下の要件を満たすもの</p> <p>(1) 前年度から継続して認定職業訓練を行う職業訓練実施団体にあつては、前年度の補助金交付条件に違反した事実のない者であること。また訓練時間の不足により前年度において補講を必要としていた場合にあつては、当該補講を完全に行った者であること。</p> <p>(2) 新たに本補助金の交付の対象となる職業訓練実施団体については、当該補助事業者の訓練組織、訓練設備、訓練計画、訓練開始時期から判断して認定職業訓練を適格に遂行するに足る能力を有すると認められる者であること。</p> <p>(3) 認定職業訓練に係る予算の執行について責任者が定められているとともに、経理組織が整備されており、当該経理を明確かつ適正に執行できると認められる者であること。</p>	<p>認定職業訓練の運営に要する次に掲げる経費</p> <p>(1) 集合して行う学科又は実技の訓練を担当する職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金・手当に要する経費（長期間の訓練課程の訓練を実施する団体等については、教務職員の補助職員の人件費を含む）（注1）</p> <p>(2) 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な建物の借上げ及び維持に関する経費並びに機械器具等の設備に要する次の経費</p> <p>①建物の借り上げ、修繕等に要する経費</p> <p>②測定器具、実験器具、体育訓練用機械器具等、訓練に直接必要な機械器具の購入借り上げ又は修繕に要する経費（購入の場合、購入単価が2万円未満のものであること。）</p> <p>③訓練のために直接必要な光熱水料等</p> <p>(3) 職業訓練指導員の研修及び訓練生の合同学習に要する経費（訓練を実施する共同認定職業訓練実施団体等が、訓練生としての自覚を高めその定着を促進するために行う研修会、講演会、表彰式、技能コンクール、作品展示会等への参加経費及び中央職業能力開発協会又は都道府県職業能力開発協会等で開催する職業能力開発促進大会、研修会等への参加経費を含む（海外で行われるものを除く）。）</p> <p>(4) 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な教科書その他教材に要する次の経費</p> <p>①教科書の購入、作成等に要する経費</p> <p>②プリントその他の印刷費</p> <p>③その他の教材に要する経費</p> <p>④試験の材料に要する経費</p>		<p>(1) 本補助金の増額又は運営費、施設費、設備費の区分内で本補助金の1割を超える減額をするとき。</p> <p>(2) 運営費、施設費、設備費の区分間で本補助金を流用するとき。</p> <p>(3) 施設の設置場所、名称、著しい機能の変化を伴う規模、構造の変更又は設備の品目の変更をしようとするとき。</p> <p>(4) 施設及び設備の</p>	

		<p>⑤訓練に必要な消耗品費 ⑥訓練に必要な参考図書購入費</p> <p>(5)集合して学科又は実技の訓練を行う場合に 必要な管理運営に要する次の経費</p> <p>①実習場等における消火器、救急医薬品等に 要する経費</p> <p>②訓練修了証書、技能照査合格証書等の作 成に要する経費</p> <p>③訓練を実施する共同認定職業訓練実施団 体等における構成事業主、学校教育機関 及び職業安定機関との連絡通信及び会議 資料作成等に要する経費（電話使用料、 文書による通信費、資料作成のための複 写用紙、印刷等に要する経費を含む）</p> <p>④訓練生の募集に係るパンフレット等の作 成等に要する経費（職業訓練実施団体と 構成事業主、学校教育機関、職業安定機 関との間の訓練生募集経費（高等学校中 途退校者に対する訓練生募集経費）を含 む）</p> <p>⑤その他管理運営に必要かつ適当と知事が 認める経費（ただし上記（1）及び（3） に係る経費以外の人件費、税金、会費類、 献金、保険料及び個人の所有となるもの （軽微なものは除く。）に係る経費等を除 く）</p>	用途を変 更しよう とするとき。
施設 費	市町村（一部事務組合を含 む。）及び職業訓練実施団体 （中小企業事業主を除き、か つ能開法第4章の 規定により設立された職業訓 練法人に限る。）	<p>集合して行う学科又は訓練に使用する教室、 実習場等の施設のうち以下の部分の設置又は 整備に要する経費（家屋付帯設備工事（屋内 給排水工事、屋内配線工事その他社会通念上 必要とされる工事）に要する経費を含む）</p> <p>教室、実習場、管理室（事務室、宿直室、用 務員室及び湯沸室を含む）、便所、洗面所、廊 下（玄関、階段を含む）、物置及びその他訓練 に必要な部分</p>	○
設 備 費	市町村（一部事務組合を含 む。）及び職業訓練実施団体 （中小企業事業主を除く。）	<p>集合して行う学科又は訓練に使用する機械 等（機械器具の操作に必要な付属工具を含む） の設置又は整備に要する経費（機械器具の設 置のための屋内配線工事費、設置運搬費を含 む）。</p>	○

		なお、価格が高額であり、かつ、技術の進展に伴いそのものを購入するよりも借り上げによることが適切であると知事が認める機械器具等については、借り上げ（リース）に要する経費を含む。		
--	--	---	--	--

(注) 事務職員の人件費等は補助対象経費には認めない。また、職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金・手当に係る補助対象経費は、補助事業者の規約に基づく額であること。

別表3（第3条関係）

区分	要件
施設費	<p>以下に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 当該施設を利用することとなる訓練生数を考慮した施設であること。また、当該訓練生が永続的に適正数確保される見通しがあること。</p> <p>(2) 施設を設置するための土地が確保されていること。</p> <p>この場合、施設を設置するための土地が借地である場合には少なくとも設置する施設の耐用年数を上回る年数の賃貸借契約又は使用貸借契約がなされている等、職業訓練の継続性が真に認められるものであること。</p> <p>なお、施設を設置する土地の選定に当たっては建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める建築面積に対する割合、建築の構造、規模、採光、換気、通風、防災等の点から検討するとともに、都市計画法をはじめ関係法律の規制についても、十分配慮されたものであること。</p> <p>(3) 施設は耐火構造又はこれに準ずる構造であること。</p> <p>この場合、施設の構造は、鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造、軽量鉄骨造スレートぶき等訓練施設として十分な耐久性のある構造のものであること。</p> <p>(4) 1工事費当たり200万円以上であること。</p>
設備費	<p>以下に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 整備価格が単価2万円以上のものであること。</p> <p>(2) 管理責任者が定められるとともに、その維持管理が適正に行われるものであり、安全面を考慮すること。</p> <p>(3) 必要な規格又は安全装置を具備したものであること。</p>
施設費及び設備費共通	<p>契約については県の契約方法に準じて行うこと。</p>

年度鳥取県認定職業訓練助成事業計画（報告）書

住 所
名 称
代表者

【 運 営 費 関 係 】

1 交付を受けようとする補助金の額 金 円
（ 補 助 金 の 額 ）

普通職業訓練・普通課程 金 円

普通職業訓練・短期課程 金 円

他の補助金の活用の有無（有・無）

補助金名	事業内容	問い合わせ先

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

2 認定職業訓練開始年月日 昭和・平成 年 月 日

3 職業訓練用施設・設備

(1) 施設（建物等）

名 称	規 模	所有・借用の別及び所有者名

(2) 設備（機械器具等）

名 称	数 量	所有・借用の別	名 称	数 量	所有・借用の別

4 普通職業訓練・普通課程

(1) 事業計画（事業実施状況）

イ 補助事業の実施期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

ロ 訓練生（修了生）数

訓練科	訓練生（修了生）数（人）				備考
	総数	第1学年	第2学年	第3学年	
合計					

(注) 訓練生名簿を別紙1により作成し添付すること。

ハ 職業訓練指導員数（講師を含む）

訓練科目	指導員数	
		左欄のうち講師数
合計		

(注) 実技については訓練施設において指導を行う者のみの人数を記入すること。

ニ 訓練の科目及び訓練時間

訓練科	訓練科目	訓練時間数（時間）			備考
		第1学年	第2学年	第3学年	
合計					

(注) 実技科目の訓練時間数は、訓練施設で行う集合訓練の時間数を記入すること。

(2) 前年度実績 (※計画書のみ)

イ 訓練生修了者数

修了年月日	訓練科	修了者数	備考
合計			

ロ 訓練生出席状況

延べ訓練時間数 (A) 時間 延出席時間数 (B) 時間
出席率 (B/A × 100) %

5 普通職業訓練・短期課程

(1) 事業計画 (事業実施状況)

イ 補助事業の実施期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

ロ 訓練生 (修了生) 数

1 訓練科	2 訓練時間数 (時間)	3 訓練単位数 (単位)	4 定員 (人)	5 回数 (回)	6 延定員 (人)	7 補助対象 人員(人)	備考
合計							

(注) (1) 「3 訓練単位数」欄は、別に定める算定基準に基づき記入すること。

(2) 「6 延定員」欄には、「4 定員 × 5 回数」を記入すること。

(3) 「7 補助対象人員」欄には、「3 訓練単位数 × 6 延定員」を記入すること。

(4) 訓練生名簿を別紙1により作成し添付すること。ただし、年度後半に実施を予定している訓練等であって、交付申請時点では訓練生氏名等が未確定の場合は、訓練生数の見込み数を別紙2により提出すること。

(2) 前年度実績 (※計画書のみ)

イ 訓練生修了者数

訓練科またはコース名	1回修了者数	年間実施回数	延修了者数	備考
合計				

6 補助事業に要する経費 (補助事業に要した経費)

(1) 収入

区分	科目	金額 (円)	内 訳	収納予定期日 (受入日)
普通職業訓練 普通課程				
普通職業訓練 短期課程				
合計				

(2) 支出

イ 普通職業訓練・普通課程

科目	金額 (円)	内 訳 (品名、数量、単価等を記入すること)
補助対象経費 1号経費		
2号経費		
3号経費		
4号経費		
5号経費		
補助対象経費小計		
補助対象外経費		
補助対象外経費小計		
合計		

ロ 普通職業訓練・短期課程

科 目	金 額 (円)	内 訳 (品名、数量、単価等を記入すること)
補助対象経費 1号経費 2号経費 3号経費 4号経費 5号経費		
補助対象経費小計		
補助対象外経費		
補助対象外経費小計		
合 計		

7 補助率

(1) 普通職業訓練・普通課程

$$\frac{\text{補助金申請(交付)額}}{\text{補助対象経費}} \times 100 = \quad \%$$

補助対象経費

(2) 普通職業訓練・短期課程

$$\frac{\text{補助金申請(交付)額}}{\text{補助対象経費}} \times 100 = \quad \%$$

補助対象経費

【 施 設 費 及 び 設 備 費 関 係 】

8 交付を受けようとする補助金の額 金 円
 (補 助 金 の 額)

施設整備費 金 円

設備整備費 金 円

他の補助金の活用の有無 (有 ・ 無)

補助金名	事業内容	問い合わせ先

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。

9 補助事業の内容

(1) 事業実施期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(2) 補助事業の対象となる施設及び整備の内容

イ 職業訓練共同施設設置・整備計画(報告)書のとおり

ロ 職業訓練共同設備設置・整備計画(報告)書のとおり

(3) 補助事業に要する経費(補助事業に要した経費)

事業区分	補助事業に要する(要した)経費(円)	補助対象経費(円)	補助対象外経費(円)	備 考
施 設				
設 備				
計				

10 添付書類

- (1) 訓練生（訓練修了生）名簿
- (2) 指導員名簿
- (3) 訓練予定（訓練実施）表
- (4) 訓練生出席簿（出席率計算表）（※報告書のみ）

以下は施設・設備費のみ提出
計画書

- (5) 見積書
- (6) パンフレット等報告書
- (7) 出来高設計書、納品・請求書、パンフレット等

記載注意

規則第12条及び要綱第7条の規程による変更の申請は、変更前を上段に（ ）で、変更後を下段に比較記載したものを添付するものとする。

職業訓練共同施設設置・整備計画（報告）書

1 施設名及び設置場所

(1) 施設名 _____ (2) 設置場所 _____

2 計画内容及び建築費（総額）

①敷地		② 建物の構造及び階数	③ 建物の面積 (㎡)			④実施期間		⑤建築費(円)			⑥経費負担区分(円)				
所有区分	面積 (㎡)		補助対象部分	その他	計	着工予定	完成予定	補助対象部分	その他	計	国	都道府県	市町村	職業訓練法人	その他

3 補助対象部分の内訳

① 区 分	② 面 積	③ 構 造	④ 建築費	⑤ 積算の内訳
教 室	室 (㎡)		(円)	
実 習 場	室 (㎡)			
管理室（事務室・宿直室・用務員室・湯沸場等含む）				
洗面所・便所・廊下（玄関・階段を含む） ・物置				
合 計				

4 施設利用予定職業訓練実施団体の状況

団体の名称及び所在地	訓練科名	認定年月日	訓練生数/4月30日現在	現在使用している施設の状況
合計	団体			

5 施設の運営計画

① 区 分	② 訓練の種別	③ 年間利用 見込内訳	④ 使 用 料		
			区 分		算出基礎
教 室			教 室	円	
実習場			実習場	円	

記載注意

- (1) 2の②の「建物の構造及び階数」の欄の構造については、コンクリートブロック造、鉄筋コンクリート造等の別を記載すること。
- (2) 2の③の「建物の面積」欄には、2階建以上の建築の場合には、延面積を記載すること。
- (3) 2の⑤の「建築費」の欄の補助対象部分の額は、3の④の「建築費」（予定）の欄の合計の額と一致するものであること。
- (4) 2の⑥の「経費負担区分」の欄のその他については、経費の一部を負担する市町村、業者団体等の名称及びその額を記載すること。
- (5) 3の②の「面積」の欄には、教室及び実習場について、室数を記載すること。
- (6) 4の「施設利用予定職業訓練実施団体の状況」には、認定申請書を提出しているが、未だ認定されていないものに係る分については、かっこ書きで記載すること。
- (7) 5の②の「訓練の種別」の欄には、認定職業訓練、その他の別及び訓練課程を記載すること。
- (8) 5の③の「年間利用見込内訳」の欄には、訓練の種別ごとの教室、実習場別の1日当り利用予定人員、年間利用予定日数及び年間予定延人員を記載すること。
- (9) 5の④の「使用料」の欄の区分については、無料の場合にはその旨を有料の場合には時間額、日額又は月額を（ ）内に表示して、その使用料の額を記載し、算出基礎については算出の根拠を記載すること。
- (10) 本書には、配置図、平面図及び施設を使用し得る地域を表示した図面（いずれも縮尺は任意とする。）を添付すること。
- (11) 実績報告の際には、申請したものを上段に（ ）で、実績を下段に比較記載すること。
- (12) 変更申請の際には、変更前を上段に（ ）で、変更後を下段に比較記載すること。

職業訓練共同設備設置・整備計画（報告）書

1 設備の設置・整備場所

(1) 施設名

(2) 所在地

2 事業内容

設備の名称	規 格	単 価 (円)	数 量	経 費		購入時期 (年月日)	利用する 訓練生数
				金額	積算の 内訳		
合 計							

記載注意

- (1) 実績報告の際には、申請したものを上段に（ ）で、実績を下段に比較記載すること。
 (2) 変更申請の際には、変更前を上段に（ ）で、変更後を下段に比較記載すること。

年度 訓練生名簿

年 度 : _____
 課 程 (ど ち ら か に ○) : 普通 短期
 訓 練 科 (コ ー ス) 名 : _____
 学 年 (普 通 課 程 の み 記 入) : _____

No.	訓練生氏名	所属事業所名 (職業訓練実施団体の会員以外又は訓練実施企業以外の事業所には○を併記)	年齢	雇用年月日	補助対象訓練生 (該当する者に○)					雇用保険・労災保険の番号 (①イ、⑤に該当する者のみ記入)	補助対象外訓練生 (該当する者に○)	
					① 中小企業事業主に雇用されている雇用保険の被保険者	② 未就職卒業者等		③ 45歳以上の中高年齢者	④ 職場復帰を希望する者			⑤ 労災特別加入者 (建築大工・左官等の一人親方等)
						イ 未就職卒業者	ロ 職業能力開発形成機会が十分でない者					
合 計 (単位:人)												

補助対象訓練生(①～⑤)については、鳥取県認定職業訓練助成事業費補助金交付要綱(平成12年4月1日付労第294号商工労働部長通知)第2条第4号に該当する訓練生をいう。
 なお、主な注意事項は次のとおりである。

(注1) 本様式は、各職業訓練実施団体で作成している訓練生名簿に代えても差し支えない。ただし、本様式に示した項目を全て含んでいること。

(注2) ①の訓練生については、雇用保険被保険者証の写しにより確認をし、保険番号を記入欄に記入すること。

(注3) ②イの訓練生のうち、卒業後概ね3年以内の者については、卒業証明書等の提示を求め確認すること。

(注4) ②ロの訓練生については、直近3つの職歴を聴取するとともに、聴取した内容を書面にて本人の署名を添えて保管すること。

(注5) ③の訓練生については、運転免許証等の身分証明書により年齢を確認すること。
 さらに訓練生本人から、就職希望の職種、直近5年程度の経歴を聴取するとともに、聴取した内容を書面にて本人の署名を添えて保管すること。

(注6) ④の訓練生について、出産・育児等を終了した者については、子が小学校就学の始期に達するまでに認定職業訓練を受講して安定的な復職、又は再就職を目指す者であること。
 この場合、出産・育児等により離職したことが分かる書類(前職が分かる書類等)及び、子が小学校就学の始期に達するまでであることが分かる書類(母子健康手帳の子の出生を証明する該当部分等)により確認すること。
 さらに、認定職業訓練を受講して安定的な復職・再就職を目指すことを聴取するとともに、聴取した内容を書面にて本人の署名を添えて保管すること。

(注7) ⑤の訓練生については、国が発行した労働者災害補償保険特別加入承認通知書の写し又は国の受領印が押印された変更届の写し及び労働者災害補償保険特別加入者の給付基礎日額決定通知書の写しにより確認を行い、保険番号を記入欄に記入すること。なお、個人情報保護の観点から、補助対象訓練生の該当部分以外についてマスキングされたものを提出させること。
 特別加入申請書等の代わりにカード形式の特別加入証明書がある場合は、これによることとしても差し支えないこととする。また、労働組合が証明した書類によることとしても差し支えないこととする。

年度 訓練生数見込み表

年 度：
訓練科(コース)名：

(単位:人)

合計 (①～⑥の合計)	補助対象訓練生数						⑥補助対象外 訓練生数
	① 中小企業事 業主に雇用され ているもの	② 未就職卒業者等		③ 45歳以上の 中高年齢者	④ 職場復帰を 希望する者	⑤ 労災特別加 入者 (建築大工・左 官等の一人親 方等)	
		イ 未就職卒業 者	ロ 職業能力開 発形成機会が 十分でない者				

補助対象訓練生(①～⑤)については、鳥取県認定職業訓練助成事業費補助金交付要綱(平成12年4月1日付労第294号商工労働部長通知)第2条第4号に該当する訓練生をいう。

様

鳥 取 県 知 事



年度鳥取県認定職業訓練助成事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった 年度鳥取県認定職業訓練助成事業費補助金については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、……………とする。

2 交付決定額等

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対する交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。（単位：円）

区 分	運 営 費			施設費	設備費	合計
	長期間の訓練課程 (普通課程)	短期間の訓練課程 (短期課程)	小計			
補 助 対 象 経 費						
交 付 決 定 額						

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県認定職業訓練助成事業費補助金交付要綱（平成12年4月1日付労第294号商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)及びこれに基づく命令の規定に従わなければならない。

様式第3号（第10条関係）

年度認定職業訓練助成事業（運営費）実施状況報告書

年4月1日から 年10月31日までの補助事業実施状況を下記のとおり報告します。

報告年月日 年 月 日

中小企業事業主等の所在地及び名称

代表者の住所及び氏名

印

鳥取県知事 様

記

1 訓練生数の増減

(1) 普通職業訓練普通課程

訓練課程、訓練科及び訓練期間	総数	第1年度	第2年度	第3年度	修了者
合 計					

()内は補助対象訓練生数

(注)(1) 補助金申請書に記載した訓練生数に変動があった場合にはその増減数を、変動のない場合には「増減なし」と記入すること。修了者数欄には、当該期間内に訓練を修了したものがあつた場合にその数を記入すること。

(2) 10月31日時点での訓練生を様式第1号別紙1により報告すること。

(2) 普通職業訓練短期課程

訓練課程	訓練修了人員	訓練実施中	訓練予定人員	補助対象人員の増減
普通職業訓練 短期課程				
合 計				

()内は補助対象訓練生数

(注)(1) 訓練修了人員及び訓練実施中人員に該当する訓練生については、様式第1号別紙1により報告すること。

(2) 訓練予定人員に該当する訓練生については、その見込み数を様式第1号別紙2により報告すること。

2 補助対象経費の支出状況

(単位：円)

区分	予算額	支出済額 ①	支出見込額 ②	計 ①+②	内 訳
普通職業訓練 普通課程					
普通職業訓練 短期課程					
合 計					

様式第4号（第10条関係）

年度認定職業訓練助成事業費補助金（施設費及び設備費）補助事業
実施状況報告書

年 月 日付けをもって交付決定された標記事業の 年 月
日現在の実施状況を下記のとおり報告します。

年 月 日

市町村の名称及び長の氏名又は
職業訓練実施団体の名称及び所在地
並びに代表者の氏名及び住所

印

鳥取県知事

様

記

1 補助事業の進捗状況

(1) 職業訓練共同施設
施設名及び所在地

建物の構造	建 築 の 進 捗 状 況 (%)					建築着工 年 月 日	備 考
	教 室	実習場	管理室	その他	計		

(2) 職業訓練共同設備を設置又は整備する場所の施設名及び所在地

施設名	設備の名称	規 格	購入計画数	購入数	購入年月日	備 考
合 計						

2 補助対象経費の支出状況

施設名	補助事業の対象となる経費の支出状況		支出額の内訳
	予算額 (円)	支出額 (円)	
	施設 設備	施設 設備	
合計			

記載注意

- (1) 不要の文字は消すこと。
- (2) 1の(1)の「建築の進捗状況」の欄には、建築の進捗状況を百分比で記載すること。なお、未着工及び進捗率50%未満のものについては工事の退延理由及び今後の計画を「備考欄」に記載すること。
- (3) 1の(2)の「備考」欄には、未購入の設備についての今後の計画を記載すること。

鳥取県知事 様

住所

名称

代表者

年度鳥取県認定職業訓練助成事業費補助金に係る仕入控除税額確定報告書

鳥取県認定職業訓練助成事業費補助金交付要綱第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額 金 円

2 仕入控除税額の算定

区分	金額	
(1) 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは交付決定控除税額）	金	円
(2) 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額	金	円
(3) 差引額（(2) - (1)）	金	円

3 補助金返還額の算定（(2)(3) > 0の場合）

(1) 返還額の算定

ア 補助対象経費の額（仕入控除税額を除く）に3分の2を乗じて得た額

$$(\text{補助対象経費の額}) - (2)(3) \text{の額} \times 2/3$$

イ 補助事業に要する経費の額から補助事業に伴う事業収入の額を控除した額（仕入控除税額を除く）

$$\left(\begin{array}{l} \text{補助事業に要する経費の額から} \\ \text{補助事業に伴う事業収入の額を控除した額} \end{array} \right) - (2)(3) \text{の額}$$

ウ 補助対象基準額

(2) 返還額

$$(1) \text{の補助金の確定額} - (3)(1) \text{ア～ウのいずれか低い額}$$